特 定 事 業 仮 契 約 書　（修正版）

１．事　業　名　　（仮称）泉佐野市火葬場整備運営事業

２．事 業 場 所　　大阪府泉佐野市松風台1丁目1932番地

３．事 業 期 間　　自　（仮称）泉佐野市火葬場整備運営事業に係る特定事業契約の締結について、泉佐野市議会の議決のあった日
至　　平成44年3月31日

４．契 約 金 額　　金【○○○】円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額金　【○○○】円）

５．契約保証金　　免除する。ただし、事業者は特定事業契約約款第33条に定める履行保証保険契約を締結する。

上記の事業について、市と事業者とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、（仮称）泉佐野市火葬場整備運営事業・特定事業契約約款によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約（以下「本件契約」という。）について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第９条の規定による市議会の議決を経たときは、これを本契約とみなすものとする。

本件契約締結の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自一通を保有する。

平成22年 ○ 月【○】日

甲

乙　　住所　【○○○】
商号　【○○○】
代表取締役　【○○○】

（仮称）泉佐野市火葬場整備運営事業

特定事業契約約款

平成２２年〇月【〇】日

泉佐野市

【〇〇〇】株式会社

（仮称）泉佐野市火葬場整備運営事業　特定事業契約約款

《 目 次 》

第１章　　用語の定義 1

（定義） 1

第２章　　総　則 3

（目的） 4
（事業者） 4
（事業遂行の指針） 4
（本件事業の概要） 4
（事業日程） 5
（事業者の資金計画） 5
（許認可及び届出） 5
（建設に伴う各種調査） 5
（建設に伴う近隣対策） 6

第３章　　本件土地の貸与 7

（事業用地等の貸与） 7
（貸与期間） 7

第４章　　本件施設等の設計 7

（設計） 7
（設計の変更） 8
（第三者への設計委託） 9

第５章　　本件施設等の建設工事 9

（建設工事） 9
（法規等の遵守） 10
（施工計画書等） 10
（工事記録等） 10
（設備等の設置） 10
（第三者への建設の請負） 10
（工事監理業務） 11
（建設期間） 11

（建設期間の変更）.....11
（建設期間の変更による費用等の負担）.....11
（工事の中止）.....12
（市による本件工事の実施状況の監視・監査）.....12
（事業者による竣工検査）.....13
（市による竣工確認）.....13
（市の仮竣工確認書の交付）.....14
（竣工後の火葬炉性能試験）.....14
（本件工事中に事業者が第三者に与えた損害）.....14
（履行保証）.....15
第６章　本件施設等の施設運営業務の準備.....15
（事業者による施設運営体制整備）.....15
（市による施設運営体制の確認）.....15
（施設運営業務等の開始の遅延）.....16
第７章　本件施設等の市への所有権移転・引渡し.....16
（所有権移転・引渡し）.....16
（所有権移転・引渡し予定日の延期）.....16
（所有権移転・引渡しの手続）.....16
（遅延損害金）.....17
（瑕疵担保）.....17
第８章　本件施設等の施設運営業務.....17
（施設運営業務の基本方針）.....17
（施設運営業務の種別）.....18
（施設運営計画及び業務計画）.....18
（第三者への委託）.....18
（作業従事者）.....19
（作業中の事故防止等）.....19
（報告等）.....19
（市による施設運営業務の実施状況の監視・監査）.....20
（施設運営業務に関し事業者が第三者に与えた損害）.....20
（本件施設等の修繕）.....20
（火葬炉性能試験）.....21
（法令等の遵守）.....21
（管理者）.....21

（非常時及び緊急時の対応） 21
（大規模災害時の対応） 22
（公金収受業務） 22

第 9 章　既存施設の解体・撤去等 22

（既存施設の解体・撤去） 22
（既存施設の瑕疵） 23
（第三者への請負） 23
（解体・撤去中に事業者が第三者に与えた損害） 23
（解体・撤去の中止） 24

第 10 章　本件事業に係る対価の支払い 24

（本件事業に係る対価の種類） 24
（施設整備費用） 24
（施設運営費用） 24
（所有権移転・引渡しの遅延と本件事業に係る対価の支払） 24
（施設運営費用の減額等） 25
（施設運営費用の返還） 25
（施設運営費用の支払中止） 25

第 11 章　不可抗力及び法令変更 25

（不可抗力） 25
（不可抗力による解除） 26
（法令変更） 27
（法令変更による解除） 27

第 12 章　契約期間及び契約の終了 27

（契約期間） 27
（市による契約解除） 27
（市による契約解除に際しての措置） 30
（市による契約解除に伴う損害賠償） 31
（事業者による契約解除） 31
（任意解除権の留保） 32
（予算の減額又は削除があった場合の解除） 32
（事業者による契約解除、市による任意解除、又は予算の減額ないしは削除があった場合の解除に際しての措置） 32
（協議解除等） 33

（契約終了時の状態） 33

第 13 章　　雑則 34

（協議） 34
（公租公課の負担） 34
（契約上の地位等の譲渡） 35
（事業計画等の提出） 35
（秘密保持） 36
（著作権等） 37
（出資者の確認書の提出） 37
（付保すべき保険） 37
（公認会計士による監査） 38
（金融機関等との協議） 38
（遅延損害金） 38
（請求、通知等の様式その他） 38
（準拠法） 38
（管轄裁判所） 38
（定めのない事項） 39
（本件契約の効力発生前段階） 39

別紙１　　日程表
別紙２　　本件土地
別紙３　　設備等リスト
別紙４　　外構等
別紙５　　事業者が基本設計完了時に市に対し提出する設計図書
別紙６　　事業者が実施設計完了時に市に対し提出する設計図書
別紙７　　施工着手時の提出図書
別紙８　　工事期間中の提出図書
別紙９　　付保険の内容
別紙１０　竣工図書
別紙１１　所有権移転・引渡し手続きに際しての提出書類等
別紙１２　竣工確認事項
別紙１３　維持運営体制に関する資料
別紙１４　施設運営業務等仕様書の概要
別紙１５　施設運営業務の内容
別紙１６　公金収受業務の内容

別紙１７　業務報告書
別紙１８　本件事業にかかる対価、変更算定方法及び支払スケジュール
別紙１９　施設運営業務の対価の減額
別紙２０　法令変更による増加費用及び損害の負担
別紙２１　年間事業計画書
別紙２２　年間業務報告書
別紙２３　出資者確認書
別紙２４　保証書
別紙２５　大規模修繕の内容

前　　文

泉佐野市（以下「市」という。）は、今後予想される高齢化の進行に伴う火葬需要の増加に対応するため、設置後 30 余年が経過している既存の火葬場施設に代わる新しい施設として、（仮称）泉佐野市火葬場を整備することとした。

市は、新施設等の整備及び施設運営事業の実施に当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）の趣旨にのっとり、民間企業の設計、建設及び施設運営に関する能力を最大限に利用するために、施設等の整備、運営、公金収受、維持管理等からなる事業を民間業者に対して一体の事業（本件事業）として発注することとした。

市は、本件事業の入札説明書に従い入札を実施し、最も優れた提案を行った民間事業者グループ(設計企業である株式会社【○○○】、工事監理企業である株式会社【○○○】、建設企業である株式会社【○○○】、施設運営企業である【○○○】、火葬炉企業である【○○○】により構成)を落札者として決定し、当該グループが設立した【○○○】株式会社（以下「事業者」という。）が本件事業を遂行するものとし、事業の実施に関して次のとおり合意した。

第１章　　用語の定義

（定義）

第 1 条　本件契約において使用する用語の定義は、別段の定めがある場合を除き、次の各号に規定するところによる。

(1)　「本件事業」とは、本件契約に基づき実施される（仮称）泉佐野市火葬場整備運営事業をいい、第 2 号及び第 3 号に定義する「施設整備業務」及び「施設運営業務」の総称をいう。

(2)　「施設整備業務」とは、設計業務、建設業務、工事監理業務、施設建設に伴う各種申請等の業務、既存施設の解体業務、備品等整備業務、その他これらを実施する上で必要な関連業務をいう。

(3)　「施設運営業務」とは、本件施設等の受付業務、炉前業務、告別業務、火葬業務、収骨業務、火葬炉保守管理業務、総括的業務、建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、清掃業務、警備業務、植栽・外構保守管理業務、備品等整備業務、公金収受業務（動物の火葬料金に限る）、その他これらを実施する上で必要な関連業務をいう。

(4)　「本件土地」とは、入札説明書等の別紙資料において示された土地をいう。

(5)　「既存施設」とは、本件土地において、現在、市により運営されており、本件事業による本件施設の完成後に解体することが予定されている泉佐野市墳波羅斎場の既存

火葬施設をいう。

(6) 「本件施設」とは、乙が本件事業のため本件土地に建設し整備する施設（火葬炉を含む。）をいう。

(7) 「外構等」とは、植栽、柵、門扉、塀、側溝等をいう。

(8) 「設備等」とは、別紙 3 記載の設備及び什器備品をいう。

(9) 「本件施設等」とは、本件施設、設備等及び外構等をいう。

(10) 「入札説明書等」とは、本件事業に関し平成 21 年 7 月 7 日に公表された「(仮称) 泉佐野市火葬場整備運営事業実施方針」(以下「実施方針」という。) 及び同書に添付された一切の書類、平成 21 年 12 月 18 日に公表された実施方針（変更版）及び同書に添付された一切の書類、本件事業に関し平成 22 年 1 月 8 日に公表された入札説明書及び「要求水準書（案)」並びにこれに添付された一切の書類、本件事業に関し平成 21 年 7 月 31 日に公表された実施方針に関する質問への回答、平成●年●月●日に公表された入札説明書、要求水準書、特定事業契約書（案）に関する質問への回答をいう。

(11) 「要求水準書」とは、平成 22 年 1 月 8 日に公表された「要求水準書（案)」、平成 22 年●月●日に公表された要求水準書（案）に関する質問への回答及び平成●年●月●日に公表された要求水準書に関する質問への回答をいう。

(12) 「事業予定者提案書」とは、本件事業についての入札手続において市が落札者として決定した事業者が提出した提案書及びこれに添付された一切の書類をいう。

(13) 「設計企業」とは、民間事業者グループの一員であり、設計に関する業務を実施する者をいう。

(14) 「工事監理企業」とは、民間事業者グループの一員であり、工事監理に関する業務を実施する者をいう。

(15) 「建設企業」とは、民間事業者グループの一員であり、建設に関する業務を実施するものをいう。

(16) 「施設運営企業」、民間事業者グループの一員であり、施設運営に関する業務を実施するものをいう。

(17) 「火葬炉企業」とは、民間事業者グループの一員であり、火葬炉の設計・作成に関する業務を実施するものをいう。

(18) 「本件工事」とは、本件施設及び外構等の建設工事及び設備の整備をいう。

(19) 「所有権移転・引渡予定日」とは、平成 24 年 3 月●日をいう。ただし、本件契約の規定により延期された場合には、延期後の日とする。

(20) 「供用開始日」とは、平成 24 年 4 月 1 日又は乙が実際に本件施設の運営を開始した日をいう。

(21) 「供用開始予定日」とは、平成 24 年 4 月 1 日をいう。ただし、第 24 条（建設期間の変更）の規定により第 23 条（建設期間）に規定する建設期間の延長が認められた場

合には、当該建設期間の延長日数と同日数延期されるものとする。

(22)「事業期間」とは、本件契約の効力が生じた日から平成 44 年 3 月末日までをいう。

(23)「建設期間」とは、本件工事着工の日から第 30 条（市の竣工確認書の交付）により市が事業者に竣工確認書を交付する日までの期間をいう。

(24)「施設運営期間」とは、平成 24 年 4 月 1 日又は乙が実際に本件施設の運営を開始した日の午前 0 時から始まり平成 44 年 3 月 31 日の午後 12 時をもって終わる期間をいう。

(25)「本件事業に係る対価」とは、「施設整備費用」及び「施設運営費用」の総称をいう。

(26)「施設整備費用」とは、施設整備業務に係わり発生する費用並びにその一部を市が分割払いすることにより生じる利息等を合わせたものとして本件契約に規定する金額をいう。

(27)「施設運営費用」とは、施設運営業務に係わる費用として本件契約に規定する金額をいう。

(28)「支払期間」とは、別紙 18 による本件事業に係る対価の支払対象となる単位期間をいう。

(29)「営業日」とは、休業日以外の日をいう。休業日は、1 月 1 日及び 1 月 2 日とする。

(30)「閉庁日」とは、泉佐野市の休日を定める条例第 2 条第 1 項に規定する休日をいう。

(31)「火葬炉性能試験」とは、火葬炉に係る排ガス（排ガスに関する検査にはダイオキシン類に関する検査を含む。）、悪臭、騒音及び振動、火葬炉に係る火葬及び燃焼時間、火葬回数、燃焼温度、排ガス温度及び非常時における緊急作動試験の各項目について検査し、火葬炉の性能及び火葬炉の運営及び維持管理が要求水準に定める水準を充足していることを確認するための試験をいう。

(32)「事業年度」とは、本件契約の効力が生じた日から平成 23 年 3 月 31 日までを初年度とし、以降、4 月 1 日に始まる 1 年毎に区切った期間をいう。ただし、最終年度は平成 43 年 4 月 1 日から平成 44 年 3 月 31 日までとする。

(33)「不可抗力」とは、通常予期できない暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災、有毒ガスの発生、その他自然災害若しくは騒乱、暴動、戦争その他人為的な現象であって、甲及び乙のいずれの責めにも帰さないものをいう。

(34)「出来高部分の評価相当額」とは、施設整備費用のうち金利部分を除いた額から、契約終了時の出来高部分を第三者が引き継いで本件施設等の整備を完成させるのに通常要する金額を控除した金額をいう。

第 2 章　　総　則

（目的）

第2条 本件契約は、市及び事業者が相互に協力し、本件事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（事業者）

第3条 事業者は、会社法（平成17年法律第86号）に基づく株式会社とする。

2　事業者は、本件事業及びその実施のために必要な関連事業のみを行うものとする。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合には、この限りでない。

3　事業者は、事業期間中、その本店を泉佐野市内に置かなければならない。

（事業遂行の指針）

第4条 事業者は、本件事業が、火葬場の整備運営という公共性の高い事業であることを十分理解し、本件事業の実施に当たっては、かかる趣旨を尊重するものとする。

2　市は、本件事業が事業者によって実施されることを十分理解し、法律の範囲内で地方自治の本旨に従いかかる趣旨を尊重するものとする。

3　事業者は、本件事業を、本件契約、入札説明書等及び事業予定者提案書に従って遂行しなければならない。

4　本件契約、入札説明書等及び事業予定者提案書の内容が矛盾する場合、その適用における優先順位は、本件契約、入札説明書等（入札説明書等の各書類相互間については、作成日付の新しい順とする。）、事業予定者提案書とする。ただし、事業予定者提案書において入札説明書等より高い水準の内容を定めている事項がある場合には、当該事項については事業予定者提案書が入札説明書等に優先する。

（本件事業の概要）

第5条 本件事業は、施設整備業務及び施設運営業務により構成される。

2　本件事業の概要は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　事業者は、本件契約、入札説明書等及び事業予定者提案書に基づき、事業計画を策定し、市に提出する。

(2)　事業者は、自らの責任と費用において、本件契約、入札説明書等、事業予定者提案書、別紙1記載の事業日程、第18条（施工計画書等）に定める施工計画書等及び第13条（設計）に定める基本設計及び実施設計に基づき、本件施設を建設し、設備等を整備する。

(3)　事業者は、自らの責任と費用において、本件契約、入札説明書等、事業予定者提案書、別紙1記載の事業日程、第18条（施工計画書等）に定める施工計画書等及び第13条（設計）に定める基本設計及び実施設計に基づき、外構等を整備する。

(4)　事業者は、第30条（市の竣工確認書の交付）に定める市による完工確認書の交付

後、本件施設等の所有権を市に移転し、引き渡す。

(5)　事業者は、自らの責任と費用において、本件契約、入札説明書等、事業予定者提案書、別紙 1 記載の事業日程、第 44 条（施設運営計画及び業務計画）に定める施設運営計画等及び業務計画書に基づき、本件施設等の施設運営業務を実施する。

(6)　事業者は、自らの責任と費用において、本件契約、入札説明書等、事業予定者提案書、別紙 1 記載の事業日程、第 58 条第 2 項（既存施設の解体・撤去）に定める施工計画書等に基づき、既存施設を解体・撤去する。

（事業日程）

第 6 条　本件事業は、別紙 1 記載の事業日程に従って実施されるものとする。

（事業者の資金計画）

第 7 条　本件事業に関連する費用は、本件契約に特段の規定のある場合を除き、すべて事業者の負担とし、かつその費用にあてるために必要な資金の調達は事業者の責任においてなすものとする。

（許認可及び届出）

第 8 条　本件事業に関する本件契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可は、事業者が自らの責任と費用において取得し、また、必要な一切の届出についても事業者が自らの責任と費用において提出するものとする。ただし、市が取得すべき許認可、市が提出すべき届出は除く。

2　事業者は、前項の許認可及び届出に際しては、市に書面による事前説明及び事後報告を行うものとする。

3　市は、事業者からの要請がある場合、事業者による許認可の取得、届出に必要な資料の提出、その他市が事業者にとって必要と判断する事項について協力するものとする。事業者は、市からの要請がある場合は、市による許認可の取得、届出に必要な資料の提出、その他市が必要とする事項について協力するものとする。

（建設に伴う各種調査）

第 9 条　市は、本件工事着工予定日までに、本件契約締結時に市が保有する、本件施設の建設等を行うにあたって必要な本件土地の地質調査の結果を事業者に通知する。

2　市は、前項の地質調査の他、市が実施し、かつ、入札説明書等にその結果を添付した本件土地の測量、調査等の実施方法又は結果に誤りがあった場合は、当該誤りに相当因果関係のある損害について、その責任を負うものとする。

3　事業者は、本件工事に必要な測量調査、地質調査その他の調査（以下「調査等」という。）を自らの責任と費用負担において行うものとする。また、事業者は調査等を行う場合、

市に事前に連絡するものとし、かつ、当該調査を終了したときは当該調査に係る報告書を作成し、市に提出して、その確認を受けなければならない。なお、市が当該確認を行ったことは、市において事業者の調査の相当性を確認するものではなく、これにより市は何らの責任も負担しない。

4　事業者は、前項に定める調査等を実施した結果、市の調査等の内容と齟齬を生じる事実を発見したときは、その旨を直ちに市に通知し、その確認を求めなければならない。この場合において、市及び事業者は、その対応につき協議するものとする。

5　事業者が第3項に基づき合理的な調査等を行ったと市が認める場合において、当該調査の結果、なお本件土地に事前に予期することができない地質障害、地中障害物、土壌汚染、埋蔵文化財等が発見された場合においては、これに起因して発生する増加費用及び損害については合理的な範囲で市が負担する。ただし、事業者は、当該追加費用及び損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

（建設に伴う近隣対策）

第10条　事業者は、本件工事に先立って、自らの責任と費用負担において、周辺住民に対して、事業予定者提案書の内容、その他本件事業を実施するにあたって近隣説明として合理的な範囲の事項につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。市は、必要と認める場合には、事業者が行う説明に協力するものとする。

2　事業者は、自らの責任と費用において、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気、電波障害、その他の本件工事が近隣住民の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。かかる近隣対策の実施について、事業者は、市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。

3　事業者は、近隣対策の不調を理由として事業予定者提案書の内容の変更をすることはできない。ただし、事業者が事業予定者提案書の内容を変更しない限り、更なる調整によっても近隣住民の理解が得られないことを明らかにして市に協議を申し入れた場合、市は事業者との協議に応じるものとし、協議の結果、市においてやむを得ないと認める場合には、事業者に対し事業予定者提案書の内容の変更を承諾することができる。

4　近隣対策の結果、本件施設等の竣工の遅延が見込まれる場合において、事業者が請求した場合には、市及び事業者は協議を行い、同協議の結果、市が別紙1記載の事業日程を変更する必要を認めた場合には、市は、同日程を変更することができる。

5　近隣対策の結果、事業者に生じた費用及び損害（近隣対策の結果、別紙1記載の事業日程が変更されたことによる費用増加も含む。）については、事業者が負担するものとする。ただし、本件施設等を設置すること自体、又は市が入札説明書等において事業者に提示した条件に関する近隣住民等の要望活動・訴訟に起因し、事業者に生じた費用及び損害は、市が合理的な範囲で負担する。

第 3 章　　本件土地の貸与

（事業用地等の貸与）

第 11 条　市は、事業者に対して、次条に定める貸与期間の間、本件土地を無償で貸与する。

2　事業者は、本件事業遂行の目的以外で本件土地を使用してはならない。

3　事業者は、本件土地が市有財産であることを常に配慮し、善良な管理者の注意義務をもって使用しなければならない。

（貸与期間）

第 12 条　本件土地の貸与期間は、本件工事の着工の日から、別紙 1 記載の本件施設等の所有権移転・引渡し日までとする。

2　本件契約が終了した場合、事業者は市に対し、本件契約の終了事由に応じて別途本件契約に規定する状態にて、本件土地を明け渡すものとする。

第４章　　本件施設等の設計

（設計）

第 13 条　事業者は、本件契約、入札説明書等、及び事業予定者提案書に従い、自らの費用と責任において、本件施設等の基本設計及び実施設計を行うものとする。事業者は、本件施設の基本設計及び実施設計に関する一切の責任を負担する。なお、本件契約締結前において、市と事業者との間で既に本件施設等の設計に関して協議が開始されている場合、市及び事業者は、かかる協議の結果を引き継ぐものとする。

2　事業者は、別紙 1 の事業日程に従って本件契約締結後速やかに、設計に関する工程表（以下「設計工程表」という。）を市に提出し、その承諾を得なければならない。

3　事業者は、設計工程表について市の承諾を得た後、速やかに本件施設等の基本設計を開始し、設計工程表に従い、市による進捗状況の確認を受けるとともに、設計工程表に定める期日に別紙 5 記載の図書を市に提出する。市は、前項に基づき提出された図書について、その内容に応じ別途市が定める日までに確認し、変更すべき点がある場合には事業者に通知するものとする。なお、基本設計は、当該変更通知を踏まえた修正の完了を市が確認した段階で完了するものとし、市による当該変更通知は、第 14 条（設計の変更）に規定する設計変更には該当しないものとする。

4　事業者は、前項による市の確認後速やかに、本件施設等の実施設計を開始し、設計工程

表に従い市による進捗状況の確認を受けるとともに、設計工程表に基づき、実施設計完了時に、別紙 6 記載の図書を市に提出する。市は、提出された図書について、その内容に応じ別途市が定める日までに確認し、変更すべき点がある場合には事業者に通知するものとする。なお、実施設計は、当該変更通知を踏まえた修正が完了した段階で完了するものとし、市による当該変更通知は、第 14 条（設計の変更）に規定する設計変更には該当しないものとする。

5　市は、本件施設等の設計の進捗状況について、随時事業者から報告を受けることができるものとする。

6　市は、第 3 項の図書が要求水準書又は事業者提案書に反し、又は第 4 項の図書が要求水準書、事業者提案書又は基本設計に反する場合、事業者に対してその旨を通知し、是正を求めるものとし、事業者はこれに従い自らの責任と費用において是正を行い、市の確認を受けなければならない。

7　前項の是正要求に対し、事業者は意見陳述を行うことができ、市が合理性を認めた場合は、市は是正要求を撤回する。

8　市は、第 3 項及び第 4 項の図書を事業者から受領したこと、事業者の求めに応じてそれらの図書を確認したこと、第 5 項の報告を受けたことを理由として、設計及び本件工事の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

（設計の変更）

第 14 条　市は、必要があると認める場合、本件施設等の設計変更を事業者に対して求めることができ、事業者は、これを拒否する合理的な理由がない限り、応じなければならない。事業者は、設計変更の要求を受けてから 14 日以内に検討の結果を市に通知し、市と協議するものとする。ただし、市は、原則として工事期間の変更を伴う設計変更又は事業者提案の範囲を逸脱する設計変更を事業者に対して求めることはできない。

2　前項の規定にかかわらず、市が工事期間の変更を伴う設計変更又は事業者提案の範囲を逸脱する設計変更の提案を行う場合には、事業者は、その当否及び費用負担について市との協議に応じるものとする。

3　市の求めにより設計変更する場合においては、当該変更により事業者の費用に増減が生じたときは、市は、合理的範囲内で当該増加費用相当分を第 64 条（施設整備費用）記載の対価とは別に追加負担し、または当該減少費用相当分について第 64 条（施設整備費用）記載の対価から減額するものとする。ただし、市の設計変更が事業者の作成した設計図書の不備、瑕疵による場合又は事業者の調査の誤りないしは不足による場合等、事業者の責めに帰すべき事由による場合には、事業者が当該費用を負担する。

4　前項の場合、事業者は、増加費用又は損害の内訳及びその証憑類を添えて市に請求するものとする。

5　事業者は、事前に市へ報告を行い、その承諾を得た場合を除き、本件施設等の設計変更

を行うことはできないものとする。

6　前項に従い事業者が事前に市へ報告を行い、その承諾を得て本件施設等の設計変更を行う場合、当該変更により事業者に追加的な費用が発生したときは、事業者が当該費用を負担するものとする。

7　不可抗力又は法令変更により、事業者が市の承諾を得て設計変更を行う場合、当該変更により事業者に増加費用又は損害が発生したときは、第 70 条（不可抗力）又は第 72 条（法令変更）の定めのとおりとする。

（第三者への設計委託）

第 15 条　事業者は、本件施設等の設計にあたって第三者に請け負わせ、又は委託する場合、あるいは本件施設等の設計を請け負い、又は受託した第三者（事業者から直接請け負い、又は受託した者に限られない）がさらに別の第三者に請け負わせ、又は委託する場合には、それら請負ないしは委託の当事者間で締結予定の契約書等を添付して事前に市に届け出てその承諾を得なければならない。ただし、事業者は、設計企業以外の第三者が本件施設等の設計の全部又は大部分を請け負い、又は受託することがないようにしなければならない。

2　第三者への請負又は委託はすべて事業者の責任において行うものとし、第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

第５章　　本件施設等の建設工事

（建設工事）

第 16 条　事業者は、本件契約、入札説明書等及び事業予定者提案書、別紙 1 記載の事業日程、第 18 条（施工計画書等）に定める施工計画書等並びに第 13 条（設計）に規定する基本設計及び実施設計に従って、自らの費用と責任において、本件工事を行う。

2　事業者は、工事施工状況を毎月市に報告すると共に、市から要請があった場合には施工の事前説明及び事後報告を行わなければならない。

3　市は、事業者又は建設企業が行う工程会議に立ち会うことができるとともに、何時でも工事現場において施工状況を確認できるものとする。

4　事業者は、工事期間中も継続する既存施設による火葬業務に支障のないよう充分に配慮するとともに、工事中の施設利用者、施設関係者、近隣住民及び通行人等への安全対策について万全を期さなければならない。

5　事業者は、工事を円滑に推進できるように、施設関係者に対しては工事状況の説明及び

調整を、近隣住民に対しては工事状況の説明を十分行わなければならない。

6　事業者は、別紙８に規定する書類を該当事項に応じて遅滞なく市に提出しなければならない。

7　市は、本条に規定する事業者からの説明、報告等の受領、市の立会、確認等が実施されたことを理由として、本件施設等の建設及び整備の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

（法規等の遵守）

第17条　事業者は、建設企業に対し、関係法規等を遵守させて、本件工事を施工しなければならない。

（施工計画書等）

第18条　事業者は、本件工事着工前に施工計画書（本件工事の全体工程表及び各工程における施工方法についての計画を含む。）を作成し、市に提出するものとする。施工計画書の提出後に修正が必要となった場合、事業者は、市と協議し、市の確認を得たうえで、これを修正し、遅滞なく修正後の施工計画書を市に提出するものとする。

（工事記録等）

第19条　事業者は工事現場に工事記録及び施工体制台帳を常に整備しておかなければならない。

（設備等の設置）

第20条　事業者は、市による本件施設等の竣工確認までに、設備等を所定の位置に搬入・設置するものとする。

2　事業者は、前項に規定する設備等の搬入・設置にあたっては、あらかじめ市と設置場所等について協議を行わなければならない。

（第三者への建設の請負）

第21条　事業者は、本件工事を第三者に請け負わせる場合、あるいは本件工事を請け負った第三者（事業者から直接請け負った者に限られない）がさらに別の第三者に請け負わせる場合には、それら請負の当事者間で締結予定の契約書等を添付して事前に市に届け出てその承諾を得なければならない。ただし、事業者は、建設企業以外の第三者が本件工事の全部又は大部分を請け負うことがないようにしなければならない。

2　第三者への請負はすべて事業者の責任において行うものとし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

（工事監理業務）

第22条 事業者は、工事監理業務を、自らの責任及び費用負担にて実施する。

2　事業者は、適切な工事監理者を設置し、工事着工前に市に届け出てその承諾を得なければならない。

3　事業者は、工事監理者をして、工事監理の状況を市に毎月報告させるとともに、市の要請があれば、随時報告を行わせるものとする。

（建設期間）

第23条 事業者は別紙1における建設期間内に工事を実施しなければならない。ただし、建築確認申請以外の関係官署協議又は近隣説明に起因し遅延が見込まれる場合には、速やかに市と協議し、適切な対応を図るものとする。

（建設期間の変更）

第24条 市が事業者に対して建設期間の変更を請求した場合、市と事業者は協議により当該変更の当否を定めるものとする。

2　事業者が不可抗力事由又は事業者の責めに帰すことのできない事由により建設期間を遵守できないことを理由として建設期間の変更を請求した場合、市と事業者は協議により当該変更の当否を定めるものとする。

3　前2項において、市と事業者の間において協議が整わない場合、市が前2項の協議の結果を踏まえて合理的な建設期間を定めるものとし、事業者はこれに従わなければならない。

（建設期間の変更による費用等の負担）

第25条 市の責めに帰すべき事由により建設期間を変更した場合、市は、当該変更に伴い事業者が負担した合理的な増加費用、及び建設期間の変更に伴って事業者が被った合理的な損害に相当する金額を事業者に対して支払うものとする。

2　事業者の責めに帰すべき事由により建設期間を変更した場合、事業者は、当該変更に伴い市が負担した合理的な増加費用、及び建設期間の変更に伴って市が被った合理的な損害に相当する金額を市に対して支払うものとする。

3　市及び事業者のいずれの責めにも帰すべからざる事由により建設期間を変更した場合、市及び事業者に生じた合理的な増加費用、及び建設期間の変更に伴って市が被った合理的な損害の負担については、第70条（不可抗力）の規定に従うものとする。

4　法令（税制に関するものを含む。）の変更により建設期間を変更した場合、市及び事業者に生じた合理的な増加費用、及び建設期間の変更に伴って市が被った合理的な損害の負担については、第72条（法令変更）の規定に従うものとする。

（工事の中止）

第26条 市は、必要があると認める場合、その理由を添えて事業者に通知することにより、本件施設等の工事の全て又は一部を一時中止させることができる。

2　市は前項の規定により工事の施工を一時中止させた場合、必要があれば建設期間を変更するものとする。ただし、当該工事の中止が事業者の責に帰すべき事由による場合を除く。

3　市は、第1項の規定により工事の施工を一時中止させた場合には、当該工事の中止が市の責に帰すべき事由による場合には、事業者が工事の再開に備え工事現場を維持し、又は作業員、建設用機械・器具等を保持するために必要となる費用、工事の一時中止に伴い発生する増加費用、工事の再開のために必要となる準備費用及び工事の一時中止により事業者が被る損害額について、事業者と協議の上それらに必要な合理的金額を負担しなければならない。

4　市が第1項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、当該工事の中止が事業者の責めに帰すべき事由による場合には、事業者は、事業者が工事の再開に備え工事現場を維持し、又は作業員、建設用機械・器具等を保持するために必要となる費用、工事の一時中止に伴い発生する増加費用、工事の再開のために必要となる準備費用及び工事の一時中止により事業者が被る損害額を負担するとともに、市に生じた増加費用ないしは損害について合理的範囲で負担する。

5　市が第1項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、当該工事の中止が市及び事業者のいずれの責めにも帰すべからざる事由による場合には、事業者が工事の再開に備え工事現場を維持し、又は作業員、建設用機械・器具等を保持するために必要となる費用、工事の一時中止に伴い発生する増加費用、工事の再開のために必要となる準備費用及び工事の一時中止により事業者が被る損害額の負担については、第70条（不可抗力）の規定に従うものとする。

（市による本件工事の実施状況の監視・監査）

第27条 市は、事業者が本件契約に基づき本件工事を実施していることを確認するため、定期的及び必要の都度、随時に監視及び監査を実施できる。

2　事業者の整備する本件施設等の水準が、本件契約、入札説明書等及び事業予定者提案書に客観的に合致しないことが判明した場合、市はその旨を事業者に対して通知したうえ、事業者に対し弁明の機会を与えるものとする。

3　前項の弁明を受けてなお本件契約、入札説明書等及び事業予定者提案書に合致しないと考える場合、市は事業者に対して是正勧告を行い、是正策の速やかな提出及び実施を要求できるものとし、事業者はこれに従わなければならない。

4　事業者は建設期間中、事業者が実施する本件施設等の検査又は試験について、市に対し、

事前に通知しなければならない。市は当該検査又は試験に立会うことができる。

5　事業者は、第 1 項又は第 4 項による市の監視・監査又は立会いの実施を理由として、本件施設等の整備の全て又は一部につき、何ら責任を減免されないものとする。

（事業者による竣工検査）

第 28 条　事業者は、事業者の責任及び費用において、本件施設等の竣工検査、火葬炉性能試験及び設備等の検査を実施するものとする。

2　事業者は、前項の竣工検査及び試験等を実施しようとする場合には、それらの実施日の 7 日前までに、市に通知しなければならない。

3　事業者は、要求水準書及び市と事業者との間で協議のうえ作成した性能試験要領に従い、火葬炉性能試験を、市の指定する検査機関に委託する方法により実施するものとし、同試験の実施時期については、騒音、振動及び非常時における緊急作動試験の各項目については、必ず本件施設等の運営開始前に試験を実施しなければならない。ただし、排ガス、悪臭、火葬及び冷却時間、火葬回数、燃焼温度（主燃焼炉及び再燃焼炉）及び排ガス温度の各項目については、市と協議のうえ、本件施設等の供用開始後速やかに試験を実施することができるものとする。

4　市は、事業者が実施する本件施設等の竣工検査に立会うことができるものとする。

5　事業者は、市に対して第 1 項の各検査等の結果を、検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告しなければならない。

（市による竣工確認）

第 29 条　市は、前条に規定する事業者による火葬炉性能試験（第 28 条（事業者による竣工検査）第 3 項ただし書に基づき本件施設等の供用開始後に実施するものとされた項目を除く。）、竣工検査及び設備等の検査の終了後、事業者、建設企業、火葬炉企業及び工事監理者の立会いを求め、市が確認した別紙 6 の設計図書と本件施設等の状況とを照合することにより、竣工確認を実施するものとする。

2　市は、前項の照合により本件施設等の状況が、本件契約、入札説明書等および事業予定者提案書の内容を逸脱していることが判明した場合には、市はその旨を事業者に対して通知したうえ、事業者に対し弁明の機会を与えるものとする。

3　前項の弁明を受けてなお本件契約、入札説明書等及び事業予定者提案書に合致しないと考える場合、市は事業者に対して是正勧告を行い、速やかに事業者に当該箇所について是正を求めるものとする。事業者は自らの責任と費用において速やかに当該箇所を是正し、再度前項の手続きを市に求めなければならない。

4　前項にかかわらず、第 2 項の逸脱が生じた原因が市の責めに帰すべき事由に基づく場合には、是正に要する合理的費用は、市の負担とする。

（市の仮竣工確認書の交付）

第30条 市は、前条による竣工確認の後、事業者から別紙 10 に規定する竣工図書（竣工図を除く。）の提出を受けた日から 3 開庁日以内に、事業者に対し仮竣工確認書を交付する。

2　事業者は、前項の仮竣工確認書を受け取った日から 30 日以内に別紙 10 に規定する竣工図を市に提出しなければならない。

3　本件施設等の市への所有権移転・引渡しは、それぞれ第 1 項に規定する仮竣工確認書が事業者に交付されない限り実施されないものとする。

4　前条による竣工確認及び本条による仮竣工確認書の交付は、本件契約に基づき事業者が負担すべき瑕疵担保等の責任を免除又は軽減するものではない。

（竣工後の火葬炉性能試験）

第31条 事業者は、火葬炉性能試験につき、市との協議により、その実施時期を本件施設等の運営開始後とした項目がある場合、当該項目について、本件施設等の運営開始後、市の指定する期間内に、本件契約、入札説明書等及び事業予定者提案書に従い、本件施設等の火葬炉の全系列について、市の立会いのもと、自らの責任と費用において、火葬炉性能試験の実施を市が指定する検査機関に委託し、その結果を検査後速やかに報告する。

2　火葬炉性能試験の結果、本件施設等の火葬炉の性能が、市が本件契約、入札説明書等及び事業予定者提案書で要求される水準に達しないことが明らかになった場合、事業者は、かかる水準に達しなかった火葬炉の使用を直ちに停止し、その原因を速やかに市に報告したうえで、水準に到達するまで、自らの責任と費用において当該火葬炉の改善を行い、前項に準じて火葬炉性能試験を行わなければならない。

3　市は、火葬炉性能試験の結果、本件施設等の火葬炉の性能が、市が本件契約、入札説明書等及び事業予定者提案書で要求される水準に達していることが確認された後、3 開庁日以内に、事業者に対し竣工確認書を交付する。但し、既存建物の解体・撤去及び外構等のうち既存建物の解体・撤去後に整備する部分の整備について市の竣工確認が完了していない場合には、その確認後に竣工確認書を交付する。

（本件工事中に事業者が第三者に与えた損害）

第32条 事業者が本件工事の施工に関し第三者に損害を与えた場合、事業者は、法令に基づき当該損害を当該第三者に対して賠償しなければならない。ただし、当該損害のうち当該第三者又は市の責めに帰すべき理由により生じたものを除く。

2　事業者は、自ら又は建設企業をして、前項の損害賠償を賄うため、本件工事の着工予定日までに別紙 9 に規定する保険に加入し、市に対して当該保険証券を提示した上、真正証明文言を付した当該保険証券の写しを交付しなければならない。

（履行保証）

第33条 事業者は、建設企業をして、建設請負金額に相当する金額の 10%の履行保証保険の付保、又は同等の保証契約を締結せしめ、市に対して当該保険証券ないしは保証契約書を提示した上、真正証明文言を付したその写しを本件工事着工までに市に提出しなければならない。

2　履行保証保険等を付保すべき期間は、建設期間及びこれに引き続く 30 日の期間とする。

3　事業者は、事業者の負担により、第 1 項の保険金請求権に、本件契約に定める市の違約金支払債権、損害賠償請求権を被担保債権とする質権を市のために設定するものとする。

第６章　　本件施設等の施設運営業務の準備

（事業者による施設運営体制整備）

第34条 事業者は、所有権移転・引渡し予定日までに、自らの費用と責任において、本件施設等に関する施設運営業務に必要な能力を有する要員及び資機材を確保しなければならない（以下、かかる体制を「施設運営体制」という。）。

2　事業者は、前項に規定する要員及び資機材を確保し、かつ、別紙 14 に規定する施設運営業務等仕様書に従い本件施設等を施設運営することが可能となった時点で、市に対し通知する。

（市による施設運営体制の確認）

第35条 市は、本件施設等の所有権移転・引渡し前に、事業者が提出した施設運営体制に関する資料を検討して、前条（事業者による施設運営体制整備）に規定する事業者の施設運営体制の確認を行う。

2　市は、本件契約、入札説明書等及び事業予定者提案書に照らし、事業者の施設運営体制が不十分であると認める場合には、当該内容を速やかに事業者に通知したうえ、事業者に対し弁明の機会を与えるものとする。

3　前項の弁明を受けてなお本件契約、入札説明書等及び事業予定者提案書に合致しないと考える場合、市は事業者に対して是正勧告を行い、事業者は当該内容について速やかに適切な処置を行った上で、市に対し再度前項の確認を求めるものとする。

4　市は、第 1 項の確認を行い、かつ、事業者又は第 45 条（第三者への委託）に規定する第三者が別紙 9 に規定する保険に加入し、市に対して当該保険証券が提示された上、真正証明文言を付した当該保険証券の写しが市に提出された後、事業者に速やかに施設運営体制確認書を交付する。

5　前項に規定する施設運営体制確認書が事業者に交付されない限り、本件施設等の所有権

移転・引渡しは行われず、施設運営業務も開始されないものとする。

（施設運営業務等の開始の遅延）

第36条 本件施設等の施設運営業務の開始が供用開始予定日より遅れた場合で、その責任が事業者にあるときは、事業者は、市に対し、遅延日数に応じ、年間の施設運営費用の年14.6パーセントの割合（年365日の日割計算）で計算した額を違約金として支払うものとする。ただし、市が被った損害の額が当該違約金額を超過する場合は、市は、かかる超過額について別途事業者に損害賠償請求を行うことができる。

2　前項の場合で、その責任が市にあるときは、市は、事業者が負担した合理的な増加費用、ないしは被った合理的な損害額に相当する金額を負担するものとする。この場合事業者は合理的な増加費用ないしは損害額を証する資料を市に提出しなければならない。

第7章　本件施設等の市への所有権移転・引渡し

（所有権移転・引渡し）

第37条 事業者は、第30条（市の竣工確認書の交付）に規定する本件施設等の建設に係る竣工確認書及び第35条（市による施設運営体制の確認）に規定する施設運営体制確認書を得た上で、所有権移転・引渡し予定日に、本件施設等（但し、外構等のうち既存施設の解体・撤去後に整備する部分を除く。以下、本条において同じ。）について市に所有権を移転し、引渡しをするものとする。ただし、火葬炉性能試験に関し第28条（事業者による竣工検査）第3項ただし書に基づき本件施設等の供用開始後に実施するものとされた項目がある場合には、第31条（竣工後の火葬炉性能試験）に定める竣工後の火葬炉性能試験の実施に要する期間を踏まえて別途市の指定する日に、本件施設等について市に所有権を移転し、引渡しをするものとする。

（所有権移転・引渡し予定日の延期）

第38条 所有権移転・引渡し予定日は、平成24年3月31日とする。ただし、第24条（建設期間の変更）の規定により第23条（建設期間）に規定する建設期間の延長が認められた場合には、当該建設期間の延長日数と同日数延期されるものとする。

（所有権移転・引渡しの手続）

第39条 事業者は、別紙12に規定する竣工確認事項を確認のうえ、本件施設等（但し、外構等のうち既存施設の解体・撤去後に整備する部分を除く。以下、本条において同じ。）の市への所有権移転・引渡し手続を行うものとする。

2　事業者が市に対し、別紙 11 に規定する本件施設等に係る鍵及び取扱説明書等を引き渡した上で、竣工引渡書（完成用）を提出し、市がこれらを受領した時点において、本件施設等の所有権移転・引渡しがあったものとする。

（遅延損害金）

第 40 条　事業者の責に帰すべき事由により、所有権移転・引渡し予定日、又は第 37 条（所有権移転・引渡し）ただし書に定める市の指定する日に、第 39 条（所有権移転・引渡しの手続）に規定する所有権移転・引渡しが行われない場合、事業者は、市に対し、遅延日数に応じ、施設整備費用（市が分割払いすることにより生じる利息等を除く。）の年 14.6 パーセントの割合（年 365 日の日割計算）で計算した額を違約金として支払うものとする。ただし、市が被った損害の額が当該違約金額を超過する場合は、市は、かかる超過額について別途事業者に損害賠償請求を行うことができる。

（瑕疵担保）

第 41 条　市は、本件施設等（設備等を除く。以下本条において同じ。）に瑕疵があるときは、事業者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2　前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、市への所有権移転・引渡しの日から 10 年以内に行わなければならない。設備等については市への所有権移転・引渡しの日から１年以内に行わなければならない。

3　事業者は、本条に基づく瑕疵の修補及び損害の賠償を市に対し確実に実行できるように、建設企業及び火葬炉企業から保証書を取り付けて市への所有権移転・引渡しの日までに市に差し入れなければならない。なお、保証書の様式は別紙 24 に定めるものとする。

第８章　　本件施設等の施設運営業務

（施設運営業務の基本方針）

第 42 条　市は、本件施設等を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条第 1 項に規定される「住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設」（以下「公の施設」という。）として設置し、管理する。ただし、市は事業者に対し、供用開始日をもって、本件契約に基づき、施設運営業務を委託し、事業者はこれを受託する。なお、市と事業者は、地方自治法における公の施設に関する規定が改正された場合は、施設運営業務の内容の変更について協議できるものとする。

2　事業者は、施設運営期間中、自らの責任と費用において、法令（今後、市が定める本件

施設の設置管理に関する条例を含む)、本件契約、入札説明書等及び事業予定者提案書に従い、施設運営業務を遂行する。

3　市は、施設運営業務の公共性が極めて高いことに鑑み、必要と認める場合、事業者に対して一定の指導をなすことができるものとし、事業者はこれに従うものとする。なお、事業者は市の指導内容について協議を申し入れることができる。

（施設運営業務の種別）

第43条　施設運営業務の種別は、本件施設等の受付業務、炉前業務、告別業務、火葬業務、収骨業務、火葬炉保守管理業務、総括的業務、建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、清掃業務、警備業務、植栽・外構保守管理業務、備品等整備業務、公金収受業務、その他これらを実施する上で必要な関連業務とし、詳細は別紙 15 による。

（施設運営計画及び業務計画）

第44条　事業者は、本件施設等について、施設運営業務等仕様書に基づき、年間施設運営業務計画書を作成し、初年度においては供用開始予定日の 30 日前までに、第 2 事業年度以後は毎事業年度の最初の日の 30 日前までに、市に提出しその承諾を得なければならない。

2　事業者は、前項の施設運営業務計画を変更しようとする場合には、あらかじめ市の承諾を得なければならない。

3　市が事業年度の途中で施設運営業務計画の変更を請求した場合には、事業者は、当該変更が施設運営体制又は施設運営費用から見て実施困難と認められるときは、その理由を市に通知して協議するものとし、それ以外の場合には請求に応じて変更を行うものとする。

4　市の責めに帰すべき事由に基づき本件施設等が滅失又は毀損した場合には、市と事業者は協議の上、施設運営業務計画の内容について、必要な変更を行う。

（第三者への委託）

第45条　事業者は、本件施設等の施設運営業務を第三者に請け負わせ、又は委託する場合、あるいは本件施設等の施設運営業務を請け負い、又は受託した第三者（事業者から直接請け負い、又は受託した者に限られない）がさらに別の第三者に請け負わせ、又は委託する場合には、それら請負ないしは委託の当事者間で締結予定の契約書等を添付して事前に市に届け出てその承諾を得なければならない。ただし、事業者は、施設運営企業以外の第三者が本件施設等の施設運営業務の全部又は大部分を請け負い、又は受託することがないようにしなければならない。

2　第三者への請負又は委託は、すべて事業者の責任において行うものとし、第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負

うものとする。

（作業従事者）

第46条 事業者は、施設運営業務を実施するにあたっては、適切で丁寧な作業を実施できるよう、業務遂行に最適と思われる作業従事者を選定しなければならない。

2　事業者は、資格が必要な作業には、有資格者を選定し事前に市にその氏名及び資格を通知するとともに、当該資格を証明する書類の写しを提出しなければならない。

（作業中の事故防止等）

第47条 事業者は、業務に必要な諸法規を守り事故防止に万全を期し、万一事故により施設利用者等若しくは作業従事者への被害又は器物の損傷が生じた場合には、迅速な救助、復旧等のために必要な措置を講じなければならない。

（報告等）

第48条 事業者は、施設運営業務に関する日報、月報、各種記録、法定の各種届出・許認可申請書類、各種点検・保守等報告書、図面、管理台帳等を整備し、保管しなければならない。

2　事業者は、市に対し、毎月 10 日限り、前月における業務実施状況、問題の発生状況、市から勧告、指示、要求等のあった事項、それらへの対応状況等について、別紙 17 に定めるところにより具体的に月次業務報告書に記載して、市の確認を経た上で、市に提出しなければならない。

3　事業者は、市に対し、毎年 1 月 10 日、4 月 10 日、7 月 10 日及び 10 月 10 日限り、それぞれ各四半期における業務実施状況、問題の発生状況、市から勧告、指示、要求等のあった事項、それらへの対応状況等について、別紙 17 に定めるところにより具体的に四半期業務報告書に記載して、市の確認を経た上で、市に提出しなければならない。

4　前 2 項に定めるほか、事業者は、市が求める場合には随時、市に業務内容及び結果を報告し、第 1 項の保管してある記録等を提出しなければならない。また、事業者は、本件施設等の運用につき重大な影響を及ぼす可能性のある事態が生じた場合、市に自発的に報告しなければならない。

5　事業者は、施設運営業務の実施において協議が必要と判断される事項については、事前に市に協議しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合には、事後速やかに実施した措置などを市に報告し、協議を行うものとする。

6　事業者は、必要に応じて関係官庁等への報告・届出を実施するとともに、緊急時においては関連機関への連絡等を行わなければならない。

（市による施設運営業務の実施状況の監視・監査）

第49条 市は、事業者の施設運営業務の実施状況について、以下の各号に掲げるところにより、監視・監査を行うものとする。

(1) 前条（報告等）第2項及び第3項に規定する業務報告書並びに同条第4項に規定する報告内容及び提出記録等の検査

(2) 市職員による定期及び随時の現地立入検査

2 前項による市の監視・監査の結果、事業者の提供する施設運営業務の水準が本件契約、入札説明書等及び事業予定者提案書に定める水準を充足していないことが判明した場合、市は別紙19に従って当該内容を速やかに事業者に通知したうえ、事業者に対し弁明の機会を与えるものとする。

3 前項の弁明を受けてなお本件契約、入札説明書等及び事業予定者提案書に定める水準を充足しないと考える場合、市は事業者に対して是正勧告を行い、事業者は是正策を速やかに提出し、市の承認を得てこれを実施しなければならない。

（施設運営業務に関し事業者が第三者に与えた損害）

第50条 事業者が施設運営業務の実施に関し第三者に損害を与えた場合、事業者は、法令に基づき当該損害を当該第三者に対して賠償しなければならない。ただし、当該損害のうち当該第三者又は市の責めに帰すべき理由により生じたものを除く。

2 施設運営業務の遂行に伴い通常避けることができない排ガス、悪臭、騒音、振動、その他の理由により事業者が第三者に損害を及ぼした場合も同様とする。

3 事業者は、自ら又は施設運営企業をして、第1項及び第2項の損害賠償を賄うため、供用開始予定日の30日前までに、別紙9に規定する保険に加入し、市に対して当該保険証券を提示した上、真正証明文言を付した当該保険証券の写しを交付しなければならない。

（本件施設等の修繕）

第51条 事業者は、入札説明書等及び事業予定者提案書に従い、本件施設等の修繕を、自らの責任と費用において実施するものとする。ただし、市の責に帰すべき事由により本件施設等の修繕を行った場合、市は、これに要した合理的な費用を負担する。

2 事業者が本件施設等の修繕を行った場合、事業者は、必要に応じて当該修繕を竣工図書に反映して改訂した竣工図書を市に提出することとし、かつ、使用した設計図、竣工図等の書面を市に対して提出する。

3 事業者が年間施設運営業務計画書に記載の無い修繕を行う場合、事業者は、事前に市に対して、その内容その他必要な事項を通知し、かつ、市の事前の承諾を得るものとする。ただし、直ちに修繕を行わなければ重大な損害を生じる恐れがある場合及び軽微な修繕については、事業者は、市の事前の承諾なく当該修繕を行うことができ、この場合、事業者は、修繕後速やかに市に対しその内容等を必要な事項を報告するものとする。

4　事業者は、市が求めた場合には、別紙 25 に規定する内容の大規模修繕を、金●●円以下で市と事業者の協議により決定する金額にて実施するものとする。

（火葬炉性能試験）

第 52条　事業者は、各事業年度ごとに、本件施設の火葬炉のうち市の指定する一系列について、市の立ち会いのもと、自らの責任と費用において、市により指定された内容の火葬炉性能試験を行うものとする。この場合、第 31 条（竣工後の火葬炉性能試験）第 2 項の規定を準用する。

（法令等の遵守）

第 53条　事業者は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）等、関係法令に従って施設運営業務を遂行する。

（管理者）

第 54条　事業者は、事業者の職員の一名を施設運営業務遂行の責任者として設置し、当該責任者の本籍、住所及び氏名を市に通知する。

2　前項の責任者は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 12 条に定める管理者としての責任を負うものとし、事業者は、かかる責任者をして、管理者としての責務を遂行させるものとする。

3　事業者は、前項の管理者をして、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 15 条第 1 項に規定する図面、帳簿又は書類等を備えさせるものとする。また、事業者は、市から請求があったときは、市に対してかかる書類等を提出するものとする。

4　第 2 項に定める管理者が、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 15 条第 2 項に基づき火葬を求める者その他死者に関係のある者に対し、前項に定める書類等を閲覧させる場合、事業者は、管理者をして死者及び遺族等のプライバシーに十分配慮させるものとする。

（非常時及び緊急時の対応）

第 55条　事業者は、事故・火災の発生等、非常及び緊急の場合には、関連業務の責任者又は作業従事者をして、速やかに現場に急行させ、予め市と協議して施設運営業務等仕様書に記載した対応方法に従って、異常個所の修理復旧等の対策を講じさせなければならない。

2　前項の対応が業務計画書記載の業務の範囲外である場合には、その合理的な増加費用は市の負担とする。ただし、施設等の瑕疵、保守点検の不良、修繕更新の不足等事業者の責に帰すべき事由に基づく場合には、事業者が負担しなければならない。

（大規模災害時の対応）

第56条 大規模災害により火葬需要が増大し、市が必要と判断したときは、事業者は、施設運営業務の受付時間及び業務時間を延長するなどして、可能な限り増大した火葬需要に対応するよう努めるものとする。なお、この場合の増加費用は第65条（施設運営費用）第2項及び別紙18に基づき市が負担する。

2　前項の場合で、市が必要と認めた場合には、事業者は、受付時間、開場時間等を延長して、24時間体制で対応しなければならない。なお、この場合の増加費用は第65条（施設運営費用）第2項及び別紙18に基づき市が負担する。

（公金収受業務）

第57条 市は、事業者に対し、地方自治法施行令第158条の歳入の徴収又は収納の委託に係る規定に従い、動物の火葬について、本件施設等の利用者から使用料を徴収することを委託する。

2　事業者は、前項に基づき徴収した使用料を公金として管理し、地方自治法施行令第158条の歳入の徴収又は収納の委託に係る規定に従った取扱を行うものとする。

第9章　　既存施設の解体・撤去等

（既存施設の解体・撤去）

第58条 事業者は、本件施設等の供用が開始され、既存施設の供用が停止された後、平成●年●月●日までに、自らの費用と責任において、建築基準法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他適用される法令を遵守して、既存施設を解体の上、撤去し、外構等のうち既存施設の解体・撤去後に整備する部分を整備するものとする。

2　事業者は、市に対し、予め既存施設の解体・撤去等に関する施工計画書を提出し、市の確認を得なければならない。

3　既存施設に存する残置物等の取扱いについては入札説明書等によるほか、市の指示に従うものとする。

4　事業者は、既存施設の解体・撤去等の終了後に、市の確認を得なければならない。

5　市は、前項の確認により、既存施設の解体・撤去等の終了後の状況が、本件契約、入札説明書等および事業予定者提案書の内容を逸脱していることが判明した場合には、速やかに事業者に当該箇所について是正を求めるものとする。事業者は自らの責任と費用において速やかに当該箇所を是正し、再度前項の手続きを市に求めなければならない。

6　事業者は、第4項の確認後、市に対し、別紙11のただし書きに記載された、外構等の

うち既存建物の解体・撤去後に整備する部分についての書類等を提出するものとする。

（既存施設の瑕疵）

第59条 既存施設に、市が事業者に開示した既存施設に関する資料（以下、本条において「開示資料」という。）においては判明していなかったアスベストが存在することが判明した場合には、事業者は、直ちに市に報告するとともに、その除去処分方法について予め市に提案し承諾を得るものとする。市は、市の承諾した方法による当該アスベストの除去処分に起因して事業者に発生した追加費用のうち、合理的な範囲の費用を負担するものとする。ただし、事業者は、当該追加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

2　前項所定の物質以外で既存施設に人の生命又は身体に対し有害又は危険な物質が存在することや既存施設の構造が開示資料に記載の構造と相違していることが判明し、当該事由により既存施設解体・撤去工事に支障を来す状態にあることが判明した場合についても、前項と同様とする。当該事由が開示資料の内容からは予測することができず、かつ、程度において開示資料の内容と著しく乖離していると市が認める場合で、予め市の承諾を得た方法に従った措置がなされた限り、市は、当該措置に起因して事業者に発生した追加費用のうち、合理的な範囲の費用を負担するものとする。ただし、事業者は、当該追加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

（第三者への請負）

第60条 事業者が既存施設の解体・撤去等を第三者に請け負わせる場合、あるいは既存施設の解体・撤去を請け負った第三者（事業者から直接請け負った者に限られない）がさらに別の第三者に請け負わせる場合には、それら請負の当事者間で締結予定の契約書等を添付して事前に市に届け出てその承諾を得なければならない。ただし、事業者は、建設企業以外の第三者が本件工事の全部又は大部分を請け負うことがないようにしなければならない。

2　第三者への請負は、すべて事業者の責任において行うものとし、第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

（解体・撤去中に事業者が第三者に与えた損害）

第61条 事業者が既存施設の解体・撤去等の工事に関し第三者に損害を与えた場合、事業者は、法令に基づき当該損害を当該第三者に対して賠償しなければならない。ただし、当該損害のうち当該第三者又は市の責めに帰すべき理由により生じたものを除く。

2　事業者は、自ら又は既存施設の解体・撤去等を行う企業をして、前項の損害賠償を賄うため、前項の工事の着工予定日までに別紙 9 に規定する保険に加入し、市に対して当該

保険証券を提示した上、真正証明文言を付した当該保険証券の写しを交付しなければならない。

（解体・撤去の中止）

第62条 市は、必要があると認める場合、その理由を添えて事業者に通知することにより、既存施設の解体・撤去等の工事の全て又は一部を一時中止させることができる。この場合の費用負担、建設期間の変更等については、第 24 条（建設期間の変更）の規定を準用する。

第 10 章　　本件事業に係る対価の支払い

（本件事業に係る対価の種類）

第63条 市から事業者への本件事業に係る対価の支払いは、「施設整備費用」及び「施設運営費用」の２種類とする。

（施設整備費用）

第64条 市は、第 37 条（所有権移転・引渡し）に規定する所有権移転・引渡しが完了した後、第 58 条に規定する既存施設の解体撤去等（外構等のうち既存施設の解体・撤去後に整備する部分の整備を含む）が完了し、同条第 4 項に規定する市の確認を得た後に、施設整備費用として、別紙 18 の「施設整備費用」欄に記載した金額を、別紙 18 に規定する支払時期に、事業者に支払うものとする。

（施設運営費用）

第65条 市は、施設運営費用として、別紙 18 の「施設運営費用」欄に記載した金額を、別紙 18 に規定する支払時期に、事業者に支払うものとする。

2　施設運営費用の支払額は、物価変動の状況を反映させるため、別紙 18 に定める方法により、施設運営業務期間中将来に向かって変更するものとする。

3　市の責めに帰すべき事由に基づき施設運営業務の変更がなされた結果として、事業者に増加費用又は損害が生じた場合には、その合理的範囲内の金額については施設運営費用を増額改定することにより市が負担する。

（所有権移転・引渡しの遅延と本件事業に係る対価の支払）

第66条 第 37 条（所有権移転・引渡し）に規定する本件施設等の所有権移転・引渡しが、施設整備費用の初回支払日より後になった場合、又は施設運営業務の開始が供用開始予

定日より後になった場合には、別紙 18 にかかわらず、それぞれ対価の支払いは次の各号に掲げるとおり変更される。

(1)　施設整備費用

所有権移転・引渡し後、最初に到来する４月末日ないしは 10 月末日を初回とし、別紙 18 に規定する最終支払期日の後に変更回数に対応する支払日を設け、支払うものとする。

(2)　施設運営費用

市及び事業者は協議の上、施設運営費用の支払日並びに初回の支払額を別途定めるものとする。ただし、施設運営業務期間の終期は変更されず、遅延に伴い履行されなかった部分の施設運営費用は支払われないものとする。

（施設運営費用の減額等）

第 67 条　第 49 条（市による施設運営業務の実施状況の監視・監査）第 3 項に基づき是正勧告がなされた場合には、市は、事業者にあらかじめ通知した上で、別紙 19 に定めるところにより、施設運営費用に関する前条の支払額を減額することができる。

（施設運営費用の返還）

第 68 条　第 48 条（報告等）第 1 項に規定する報告、同条第 4 項に規定する記録、又は第 87 条（事業計画等の提出）に規定する業務報告書に虚偽の記載があることが判明した場合で、当該虚偽記載がなければ市が別紙 19 により施設運営費用を減額し得たときは、市は、事業者に対し、当該減額金額の２倍に相当する金額を市に返還するよう請求することができる。

（施設運営費用の支払中止）

第 69 条　市は、事業者が本件契約に規定する施設運営業務の一部を履行しなかった場合には、事業者にあらかじめ通知して、第 67 条（施設運営費用の減額等）による減額等とは独立して、当該履行されなかった部分に対応する施設運営費用の支払を行わないものとする。

第 11 章　　不可抗力及び法令変更

（不可抗力）

第 70 条　市及び事業者は、本件契約の締結日の後に発生した不可抗力事由により、本件契約に基づく自己の義務を契約どおりに履行することができなくなった場合、その内容の

詳細を記載した書面をもって直ちにこれを相手方当事者に対して通知しなければならない。

2　市及び事業者は、前項の通知を受けた場合には、直ちに相手方と協議し、相手方当事者に発生する損害が最小限となるように協力し、必要に応じ本件契約の変更を行うものとする。

3　本件契約の締結後、不可抗力事由により、本件事業に関し、市、事業者又は第三者に生じた合理的な追加費用又は損害（以下本項においてこれらをあわせて「損害等」という。）については、事業者は、損害等のうち、施設整備業務に関して生じた損害等についてはそれらをすべて累計し、施設整備費用の１％に相当する金額に至るまで、施設運営業務に関して生じた損害等については、一事業年度を通じて発生した損害等の額を案件ごとに累計し、当該事業年度における１年間の施設運営費用の各 1%に相当する金額に至るまでをそれぞれ負担し、これを超える金額については市が負担する。ただし、不可抗力事由に関して保険金が事業者に支払われた場合には、当該保険金額相当額のうち上記事業者の負担額を超える部分は市の負担額から控除する。

（不可抗力による解除）

第71条　市及び事業者は、不可抗力により相手方の本件契約上の義務の履行が遅延し、又は不可能となった場合においては、相互に本件契約に基づく相手方の債務不履行とはみなさないものとする。

2　市は、不可抗力により本件契約の履行ができなくなったと認める場合には、事業者と協議のうえ、本件契約の一部又は全部を解除することができる。ただし、本件施設等が既に市に所有権移転・引渡し済みである場合には、既に事業者が履行済みの部分については解除することができず、市は、本件施設等の全部又は一部が不可抗力事由により滅失し、又は毀損した場合であっても、事業者に対し、第 64 条（施設整備費用）の規定に基づく施設整備費用、及び当該解除の日までに履行された施設運営業務がある場合には当該履行済みの施設運営業務の対価に相当する施設運営費用（日割計算するものとする。）の未払額を解除前の支払スケジュールに従って支払う。また、本件施設等が所有権移転・引渡し以前である場合には、本件土地上に存する建設中の本件施設等の所有権は市に移転し、市は事業者に対し、出来高部分の評価相当額を、別紙 18 に定める施設整備費用の解除前の支払スケジュールに準じて支払うほか、事業者が被った合理的損害について、施設整備費用（市が分割払いすることにより生じる利息等を除く。）の各 1%を超える額を負担する。

3　本件契約が、本件施設等が市に引渡された後に第 2 項の規定により全部解除された場合、市は、未履行部分にかかる施設運営費用の支払を免れる。

4　本件契約が、本件施設等が市に引渡された後に第 2 項の規定により一部解除された場合、市は、第 65 条（施設運営費用）に規定する施設運営費用のうち解除された割合に相当す

る部分の支払を免れる。

（法令変更）

第 72 条 本件契約の締結日以後において法令（税制に関するものを含む。）の変更により、本件施設等の設計変更を余儀なくされ、本件施設等が設計図書に従い建設できなくなり、若しくは本件契約、入札説明書等及び事業予定者提案書で提示された条件に従った施設運営業務ができなくなった場合、又はそれらの事情により事業者の事業による収益に重大な影響が及ぶ場合は、市及び事業者は、その内容を詳細に記載した書面をもって、ただちにこれを相手方当事者に対して通知しなければならない。

2　前項の場合、市及び事業者は、速やかにこれに対応するため、設計上の変更、建設期間の変更、施設運営業務等仕様書の変更を含む契約の変更等については、相手方当事者に発生する損害が最小限となるように協力するものとし、その結果増加費用又は損害が生じる場合には、市及び事業者はその分担につき協議するものとする。なお、本件事業に関して事業者に融資する金融機関は、当該市と事業者の協議に参加できるものとする。

3　前項の市と事業者の協議にもかかわらず、変更された法令の施行の日から 180 日以内に契約の変更等及び増加費用又は損害の負担についての合意が成立しない場合は、市及び事業者は、別紙 20 に規定する負担割合に応じて費用を負担するものとする。

（法令変更による解除）

第 73 条 本件契約の締結後に行われた法令変更により、本件事業の継続が不能となった場合又は事業の継続に過分の費用を要する場合、市は、事業者と協議を行ったうえで、本件契約を解除できる。

2　第 1 項により本件契約が解除される場合の措置については、第 71 条（不可抗力による解除）第 2 項から第 4 項までを準用する。

第 12 章　　契約期間及び契約の終了

（契約期間）

第 74 条 本件契約は、（仮称）泉佐野市火葬場整備運営事業に係る特定事業契約の締結についての市議会の議決のあった日から効力を生じ、平成 44 年 3 月 31 日をもって終了する。

（市による契約解除）

第 75 条 市は、事業者が次の各号の一に該当するときは、何らの催告なく、本件契約の全部ないし一部を解除することができる。ただし、本件施設等が既に市に所有権移転・引

渡済みである場合には、既に事業者が履行済みの部分については解除することができない。

(1)　支払の停止、破産、民事再生手続開始、会社更生若しくは特別清算開始の申立てがあったとき又は任意整理等の手続が着手され若しくはそのおそれがあるとき。

(2)　事業者が振出した手形又は小切手に不渡りがあったとき。

(3)　仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立てを受けたとき、公租公課を滞納し督促を受けて 1 ヶ月以上滞納金の支払がなされないとき、又は滞納処分を受けたとき。

(4)　事業者の責めに帰すべき事由により、連続して 3 営業日（事業者が書面をもって説明し、市が認めた場合にあっては、相当の期間）以上、本件事業を行わなかったとき。

(5)　事業者の責めに帰すべき理由により、本件契約の履行が不能となったとき。

(6)　信用状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると市が認めるべき相当の理由があるとき。

2　市は、事業者が以下に掲げる事由に該当したときは、事業者に対し、相当の期間を定めて催告した上で、本件契約の全部ないし一部を解除することができる。ただし、本件施設等が既に市に所有権移転・引渡済みである場合には、既に事業者が履行済みの部分については解除することができない。

(1)　事業者が、設計又は建設工事に着手すべき期日を過ぎても設計又は本件工事に着手せず、相当の期間を定めて市が催告しても当該遅延について事業者から市が満足すべき合理的な説明がないとき。

(2)　事業者の責めに帰すべき事由により、建設期間内に本件施設等が完成せず、かつ建設期間経過後 60 日内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。

(3)　事業者が、第 49 条（市による施設運営業務の実施状況の監視・監査）第 3 項の是正勧告を受け、かつ、別紙 19 の規定を充足する状態になったとき。

(4)　事業者が、第 48 条（報告等）第 2 項及び第 3 項に規定する業務報告書に著しい虚偽記載を行い、第 68 条（施設運営費用の返還）に定める施設運営費用の減額金額の 2 倍に相当する金員の返還を行わなかったとき。

(5)　その他、事業者が本件契約又は本件契約に基づく合意の各条項のいずれかに違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

3　市は、本件事業を落札した事業者の代表企業又は構成企業が、本件契約に関し、以下の各号のいずれかの事由に該当した場合、本件契約を解除することができる。ただし、本件施設等が既に市に所有権移転・引渡済みである場合には、既に事業者が履行済みの部分については解除することができず、市は事業者に対し、第 64 条（施設整備費用）に基づく施設整備費用及び当該解除の日までに履行された施設運営業務がある場合には当該履行済みの施設運営業務の対価に相当する施設運営費用（日割計算するものとする。）の未払額を解除前の支払スケジュールに従って支払う。

(1)　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独

占禁止法」という。）第 8 条の 4 第 1 項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。

(2)　独占禁止法第 7 条第 1 項若しくは同条第 2 項（同法第 8 条の 2 第 2 項及び同法第 20　条第 2 項において準用する場合を含む。）、同法第 8 条の 2 第 1 項若しくは同条第 3 項、同法第 17 条の 2 又は同法第 20 条第 1 項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。

(3)　独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同条第 2 項及び第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき。

(4)　刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項第 1 号若しくは同条第 2 項（ただし、同条第 1 項第 1 号に係るものに限る。）の規定による罪の容疑により刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 247 条の規定に基づく公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

(5)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当すると認められたとき。

4　市は、事業者の代表企業又は構成企業が、以下の各号のいずれかの事由に該当した場合、本件契約を解除することができる。ただし、本件施設等が既に市に所有権移転・引渡済みである場合には、既に事業者が履行済みの部分については解除することができず、市は事業者に対し、第 64 条（施設整備費用）の規定に基づく施設整備費用、及び当該解除の日までに履行された施設運営業務がある場合には当該履行済みの施設運営業務の対価に相当する施設運営費用（日割計算するものとする。）の未払額を解除前の支払スケジュールに従って支払う。

(1)　役員等（事業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下、本条において同じ。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれがある組織(以下「暴力団」という。)の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。

(2)　暴力団関係者が顧問に就任するなど事実上、経営に参加していると認められるとき。

(3)　役員等が業務に関し、不正に財産上の利益を得るため、又は債務の履行を強要するために暴力団関係者を使用したと認められるとき。

(4)　役員等がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

(5)　役員等が暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6)　下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が本条第 1 号から第 5 号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

5　事業者は、本件事業を、第 3 項又は前項各号のいずれかの事由に該当する第三者に請け負わせ、又は委託することはできない。また、さらに本件事業を請け負い又は受託した第三者が、第 3 項又は前項各号のいずれかの事由に該当する別の第三者に請け負わせ、又は委託することもできないものとし、その下の請負又は委託についても同様とする。

6　事業者は、第三者が前項の事由に該当することが判明した場合、直ちに当該第三者との間の契約を解除する等し、当該第三者が本件事業に直接又は間接に関与しないよう措置をとったうえで、その旨を市に報告しなければならない。事業者がかかる措置を直ちにとらない場合、市は、本件契約を解除することができる。ただし、本件施設等が既に市に所有権移転・引渡済みである場合には、既に事業者が履行済みの部分については解除することができず、市は事業者に対し、第 64 条（施設整備費用）の規定に基づく施設整備費用、及び当該解除の日までに履行された施設運営業務がある場合には当該履行済みの施設運営業務の対価に相当する施設運営費用（日割計算するものとする。）の未払額を解除前の支払スケジュールに従って支払う。

7　市は、事業者に本条の解除原因が認められる場合又はそのおそれが生じた場合、本事業の目的が実質的に達成できるように、本条の解除原因が生じていない事業者の代表企業又は構成企業と、本事業の継続について協議を行う等の合理的な措置を講じることができる。

（市による契約解除に際しての措置）

第 76 条　前条による解除がなされた場合において、既に市に提出されていた本件施設等の設計図書及び竣工図書その他本件契約に関して市の要求に基づき作成された一切の書類について、市は、市の裁量により無償にて利用する権利権限を有し、これにつき事業者は、一切の異議を申し立てないものとする。設計図書の内容が、事業者ないしは事業者の構成企業が特許権を保有する工法を採用しないと実現できない場合にあっては、事業者は当該企業から、市が設計図書の内容を実現する限りにおいて当該特許権を無償で使用することができるようにしなければならない。

2　前条により市が施設整備業務にかかる部分に関する契約を解除した場合、前条各項において解除の効力の影響が及ばないとされるものを除き、市は遡及的に本件事業に係る対価の支払い義務を免れる。

3　本条により施設整備業務にかかる部分に関する契約が解除された場合、前条各項において解除の効力の影響が及ばないとされるものを除き、事業者はその費用と責任において、原則として、速やかに本件土地を市による引渡し時の原状に回復して市に返還しなければならず、また併せて事業者は市に対して解除の対象となった業務について既に市から受領した対価がある場合には、これに受領時からの利息（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に定める利率に基づき、1 年を 365 日として日割り計算）を付して直ちに市に返還するものとする。

4　前項にかかわらず、市は解除後、工事中の本件施設等の出来形の譲り受けを求めることができる。この場合、事業者は、当該出来形を現状のまま、市に引き渡すものとする。

5　前項の場合には、当該出来形の所有権は市に移転するものとする。市は、出来高部分の評価相当額を、別紙 18 に定める施設整備費用の解除前の支払スケジュールに準じて事業者に支払うものとする。

6　前項の場合、事業者は、市に対し、当該出来形についての別紙 10 に記載する竣工図書を提出しなければならない。また、市は、必要があると認められるときは、その理由を事業者に通知して、出来形を最小限破壊して検査することができるものとする。

7　事業者は、前条により本件契約が解除された場合、本件土地に事業者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具その他の物件（第 21 条（第三者への建設の請負）、第 45 条（第三者への委託）、及び第 60 条（第三者への請負）の規定に基づく第三者の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下同じ。）があるときは、当該物件の処置について市の指示に従わなければならない。

8　前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の処置につき市の指示に従わないときは、市は、事業者に代わって当該物件を処分し、本件土地を原状回復し又は片付けその他適当な処置を行うことができる。この場合においては、事業者は、市の処置について異議を申し立てることができず、また、市の処置に要した費用を負担しなければならない。

（市による契約解除に伴う損害賠償）

第 77 条　本件施設等の所有権移転・引渡し以前に第 75 条（市による契約解除）の規定に基づき本件契約が解除された場合、事業者は、市に対し、本件施設整備費の 10%に相当する違約金を支払うものとする。ただし、市が被った損害の額が当該違約金額を超過する場合は、市は、かかる超過額について別途事業者に損害賠償請求を行うことができる。

2　本件施設等の所有権移転・引渡し後に第 75 条（市による契約解除）の規定に基づき本件契約が解除された場合、事業者は、1 年間の施設運営費用の 10%に相当する違約金を支払うものとする。ただし、市が被った損害の額が当該違約金額を超過する場合は、市は、かかる超過額について別途事業者に損害賠償請求を行うことができる。

（事業者による契約解除）

第 78 条　事業者は、市の責めに帰すべき事由により、本件契約の履行が不能となったときは、催告なく、本件契約の全部ないし一部を解除することができる。

2　事業者は、市が市の責めに帰すべき事由により本件契約に基づく市の義務を履行しない場合には、30 日以上の期間を設けて催告を行った上で、本件契約の全部ないし一部を解除することができる。

3　前 2 項にかかわらず、本件施設等が既に市に引渡済みである場合には、既に事業者が履

行済みの部分については解除することができず、市は、事業者に対し、第 64 条（施設整備費用）の規定に基づく施設整備費用、及び当該解除の日までに履行された施設運営業務がある場合には当該履行済みの施設運営業務の対価に相当する施設運営費用（日割計算するものとする。）の未払額を解除前の支払スケジュールに従って支払う。

（任意解除権の留保）

第 79条 市は、理由の如何を問わず、3 ヶ月以上前に事業者に対して通知した上で、本件契約の全部ないし一部を解除することができる。ただし、本件施設等が既に市に引渡済みである場合には、既に事業者が履行済みの部分については解除することができず、市は、事業者に対し、第 64 条（施設整備費用）の規定に基づく施設整備費用、及び当該解除の日までに履行された施設運営業務がある場合には当該履行済みの施設運営業務の対価に相当する施設運営費用（日割計算するものとする。）の未払額を、解除前の支払スケジュールに従って支払う。

（予算の減額又は削除があった場合の解除）

第 80条 市は、本件契約にかかる市の予算に減額若しくは削除があった場合、又は第 65 条（施設運営費用）第 2 項若しくは第 3 項の規定に基づく本件事業に係る対価の見直しに伴い債務負担額の変更が必要となった場合において、変更後の債務負担行為として地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条に基づき予算で定めるにつき、議会の議決が得られなかった場合には、本件契約の一部又は全部を解除することができる。ただし、本件施設等が既に市に引渡済みである場合には、既に事業者が履行済みの部分については解除することができず、市は、事業者に対し、第 64 条（施設整備費用）の規定に基づく施設整備費用、及び当該解除の日までに履行された施設運営業務がある場合には当該履行済みの施設運営業務の対価に相当する施設運営費用（日割計算するものとする。）の未払額を解除前の支払スケジュールに従って支払う。

（事業者による契約解除、市による任意解除、又は予算の減額ないしは削除があった場合の解除に際しての措置）

第 81条 第 78 条（事業者による契約解除）、第 79 条（任意解除権の留保）又は第 80 条（予算の減額又は削除があった場合の解除）の規定に基づき契約が解除された場合、市は、事業者がすでに履行した債務に相当する対価（出来形に相当する分を含む）を支払うものとし、その余の対価の支払いは免れるものとする。ただし、事業者は市に対して第 6 項に基づく損害賠償請求を行うことを妨げられない。

2　前項の場合、工事中の本件施設等の出来形の所有権は市に移転するものとし、市は、出来高部分の評価相当額を、別紙 18 に定める施設整備費用の解除前のスケジュールに準じて事業者に支払うものとする。

3　第 1 項の場合、事業者は、市に対し、当該出来形についての別紙 10 に記載する竣工図書を提出しなければならない。市は、市に提出された本件施設等の設計図書及び竣工図書その他本件契約に関して市の要求に基づき作成された一切の書類について、市の裁量により無償にて利用する権利権限を有し、これにつき事業者は、一切の異議を申し立てないものとする。設計図書の内容が、事業者ないしは事業者の構成企業が特許権を保有する工法を採用しないと実現できない場合にあっては、事業者は当該企業から、市が設計図書の内容を実現する限りにおいて当該特許権を無償で使用することができるようにしなければならない。また、市は、必要があると認められるときは、その理由を事業者に通知して、出来形を最小限破壊して検査することができるものとする。

4　事業者は、第 78 条（事業者による契約解除）、第 79 条（任意解除権の留保）又は第 80 条（予算の減額又は削除があった場合の解除）により本件契約が解除された場合、本件土地に事業者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具その他の物件（第 21 条（第三者への建設の請負）、第 45 条（第三者への委託）、及び第 60 条（第三者への請負）の規定に基づく第三者の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下同じ。）があるときは、当該物件の処置について事業者と協議の上で市が行う指示に従わなければならない。

5　前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の処置につき市の指示に従わないときは、市は、事業者に代わって当該物件を処分し、又は片付けその他適当な処置を行うことができる。この場合においては、事業者は、市の処置について異議を申し立てることができず、また、市の処置に要した費用を負担しなければならない。

6　第 78 条（事業者による契約解除）、第 79 条（任意解除権の留保）又は第 80 条（予算の減額又は削除があった場合の解除）による契約の解除の場合は、市は事業者が被った損害について、合理的な範囲で負担する。

（協議解除等）

第 82 条　第 75 条（市による契約解除）、及び第 78 条（事業者による契約解除）、第 79 条（任意解除権の留保）及び第 80 条（予算の減額又は削除があった場合の解除）に定めるほか、市及び事業者は協議の上、本件契約を解除することができる。ただし、本件施設等が既に市に引渡済みである場合には、既に事業者が履行済みの部分については解除することができない。

2　前項の場合の清算関係については、市と事業者が双方協議して定める。

（契約終了時の状態）

第 83 条　第 74 条（契約期間）の契約期間満了により、本件契約が終了した場合、事業者は、本件施設等を市に引き渡さなければならない。当該引渡しにあたり、事業者は、事業期間内に生じた事項その他諸般の事情を考慮して市が事業者と協議の上、事前に決定した

水準を保った状態で本件施設等を引き渡せば足り、また、本件契約に定める施設運営業務が適正になされていた場合における本件施設等の経年劣化については責任を負わないものとする。

2　本件施設等の市への所有権移転・引渡しが完了し、事業者が施設運営業務に着手した後、第 74 条（契約期間）の契約期間満了前に本件契約が終了した場合には、事業者は、本件施設等の当該終了時点の状態が、本件契約、入札説明書等及び事業予定者提案書に記載された当該年度における水準を保った状態で、本件施設等を市に引き渡さなければならない。ただし、本件契約終了の原因が不可抗力に基づくもので、かつ本件施設等の滅失又は毀損を伴うものである場合には、事業者は、市が要求した場合に限り、市の費用負担において、市の要求する水準まで滅失、毀損部分を修復した状態で市に引き渡すものとする。

3　第 1 項又は第 2 項の場合において、市が引渡しを受けた時点で本件施設等を検査した結果、前各項に定める水準を満たしていないことが判明した場合には、事業者は、その費用と責任において、同水準に達するまで本件施設等の修繕をしなければならない。ただし、前項ただし書きの場合において市の要求する水準を満たしていないことが判明した場合には、本項の修繕に係る費用は市が負担する。

4　事業者は、本件契約が終了した場合、本件土地に事業者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具その他の物件（第 21 条（第三者への建設の請負）、第 45 条（第三者への委託）又は第 60 条（第三者への請負）に基づく第三者の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下同じ。）があるときは、当該物件を速やかに撤去するものとする。

第 13 章　　雑則

（協議）

第 84 条　市及び事業者は、必要と認める場合は適宜、本件契約に基づく一切の業務に関連する事項につき、相手方に対し協議を求めることができる。

2　本件契約に関して生ずる一切の紛争について行われる協議に際しては、市及び事業者は、学識経験者から市及び事業者各自の指名により選任される 2 名の委員と、かかる委員の合意による指名に基づき選任される委員 1 名から構成される計 3 名の委員からなる委員会の斡旋を求めることができる。

（公租公課の負担）

第 85 条　本件契約及び本件契約に基づく一切の業務の実施に関連して生じる公租公課は、すべて事業者の負担とする。市は、本件事業に係る対価、及びこれに対する消費税（各

支払い時点において有効な消費税率による。）を支払うほかは、本件契約に別途定めがある場合を除き、関連するすべての公租公課について一切負担しないものとする。

（契約上の地位等の譲渡）

第86条 市及び事業者は、相手方の事前の承諾のある場合を除き、本件契約上の地位及び権利義務を第三者に対して譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。

2　市は、事業者について、第75条（市による契約解除）の事由が生じた場合に、事業者又は第93条（金融機関との協議）の金融機関から本件契約上の地位の移転の譲渡についての協議の申出を受けたときは、これに応じて協議をする。

3　事業者は、事業者の組織、代表者、役員、株主若しくは社員等の変更又は合併等により事業者の法人としての実体に変更を及ぼす場合には、市の事前の承諾を受けなければならない。

4　市及び事業者は、市が合併した場合に、合併後の法人に本件契約上の地位及び権利義務が当然に承継されることを確認する。

5　本件契約が契約期間中に終了し、市が引き続き本件事業に係る対価等の支払をする場合において、事業者を存続させておくことができない事情が発生した場合には、市は、それを拒む合理的理由がない限り、事業者が市に対して有する本件事業に係る対価等の支払請求権を事業者の構成員又は第93条（金融機関との協議）に定める金融機関に譲渡することを承諾するものとする。

6　事業者は、本件工事を第三者（事業者の構成員を含む。）に請け負わせる場合、かかる請負契約において、市の事前の書面による承諾なく、当該第三者が本件工事の請負代金債権を譲渡することができない旨を規定しなければならず、かつ、当該第三者による本件工事の請負代金債権の譲渡に関する承諾請求に応じてはならない。

（事業計画等の提出）

第87条 事業者は、毎事業年度開始1ヶ月前までに、別紙21に定める様式の年間事業計画書及び年間収支予算を作成し、市に提出しなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

2　事業者は、事業年度の終了に至るまでに別紙22に定める様式の年間業務報告書を作成の上、事業年度の最終日より3ヶ月以内に、公認会計士の監査済財務書類とともに市に提出するものとする。なお、市は当該監査報告及び年間業務報告書を公開することができる。

3　事業者は、提案時の事業計画と各期の事業実績の比較内容を財務書類に記載するものとし、市は、同内容につき事業者から説明を受けることができるものとする。

（秘密保持）

第88条 市及び事業者は、本件契約上の秘密を第三者に漏えいし、本件契約上の秘密が記載された文書及び本件契約上の秘密が記録された電磁的記録(以下、「本件秘密文書等」という。)を滅失、き損若しくは改ざんし、又は本件契約上の秘密及び本件秘密文書等を本件契約の履行以外の目的に使用してはならない。

ただし、以下に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 公知である場合

(2) 本件契約締結後、開示権限を有する第三者から適法に開示を受けた場合

(3) 被開示者が独自に開発した情報として文書の記録で証することができる場合

(4) 裁判所その他官公署によりその権限に基づき開示が命ぜられた場合

(5) 市が泉佐野市情報公開条例（平成 11 年 12 月 22 日条例第 27 号）に基づき開示を求められた場合

(6) 弁護士その他本件事業にかかるアドバイザー及びその協力企業に守秘義務を課して開示する場合

(7) 本件事業の遂行にかかる資金調達に関して契約上守秘義務を負う第 93 条（金融機関との協議）の金融機関と協議を行う場合

(8) その他法令に基づき開示する場合

また、市は、泉佐野市情報公開条例上、例外的に非公開とすることができるとされていると市が明らかに判断できる情報以外の情報については、これを公開することができるものとする。ただし、事業者において非公開とされるべき情報があると思慮するときは、事業者は市に対して、泉佐野市情報公開条例の条文及び運用に即して、非公開とされるべき法律上及び事実上の理由を書面で具体的に市に示し、市に再考を求めることができるものとする。

2 事業者は､本件契約上の義務の履行ないしは本件契約上の権利の行使に係る事務に従事している者及び従事していた者（第 15 条（第三者への設計委託)、第 21 条（第三者への建設の請負)、第 45 条（第三者への委託）又は第 60 条（第三者への請負）により本件契約に基づく事業の一部を第三者に委託する場合における当該第三者を含む。）並びに第 93 条（金融機関との協議）の金融機関及びそのファイナンシャルアドバイザーに、本件契約上の秘密を第三者に漏洩させ、本件秘密文書等を滅失、毀損又は改ざんさせ、又は本件契約上の秘密ないしは本件秘密文書等を本件契約の履行以外の目的に使用させてはならない。

3 事業者は、第 15 条（第三者への設計委託)、第 21 条（第三者への建設の請負)、第 45 条（第三者への委託）又は第 60 条（第三者への請負）により本件契約に基づく事業の一部を第三者に委託する場合には、当該第三者に対し、その受託業務遂行事務に従事させる者及び従事させていた者との関係で、前項において事業者が市に対し約したのと同様の義務を負わせなければならない。第 93 条（金融機関との協議）の金融機関及びそのフ

ァイナンシャルアドバイザーに本件契約上の秘密に該当する情報を提供する場合には、当該金融機関らについても同様とする。

4　事業者は、本件事業を行うにつき、個人情報を取り扱う場合は、個人情報に関する関係法令（泉佐野市の条例を含む。）の規定を遵守し、市の指示を受けて適切に取り扱うものとする。

5　市は、事業者が本件事業を行うにつき、取り扱っている個人情報の保護状況について、随時に調査することができる。

6　市は、事業者が本件事業を行うにつき、個人情報の取扱いが不適切であると認められるときは、必要な勧告を行うことができる。この場合、事業者は直ちに市の勧告に従わなければならない。

（著作権等）

第89条　市は、事業者から本件事業の推進に関して市に提出される書類等について、著作権が事業者に属することを認める。

2　前項にかかわらず、市は、本件事業の遂行の目的で使用する場合（新たな事業者が本件事業を引き継ぐ場合を含む。）は、これらの書類の内容を無償で使用又は公開できるものとする。ただし、第三者（本件事業を引き継ぐ新たな事業者はこれに該当しないこととする。）にこれを使用させる場合には、事業者の承諾を得なければならないものとする。

3　事業者は、市から本件事業の推進に関して事業者に提出される書類等のうち、市のみが作成し、著作権の対象となるものについての著作権は市に属することを認める。

4　前項にかかわらず、事業者は、本件事業の遂行の目的で使用する場合は、前項の市の著作権となる書類等の内容を無償で使用又は公開できるものとするが、第三者にこれを使用させる場合には、市の承諾を得なければならないものとする。

5　市及び事業者は、本件事業の推進に関して共同して作成した書類等のうち、著作権の対象となるものについて、第三者にこれを使用させ又は公開する場合には、相互に相手方の承諾を得なければならない。

6　市及び事業者は本件契約の効力消滅後においても前各項の規定に従うものとする。

（出資者の確認書の提出）

第90条　事業者は、出資者による別紙23に記載する内容の確認書を取得し、その原本を本件契約締結時までに市に対して提出しなければならない。

（付保すべき保険）

第91条　事業者は、事業者の費用負担の下に、損害保険会社との間で、市の承諾する、市をも被保険者とする別紙9に記載する内容の損害保険契約を、本件施設の引渡日までに締結し、市に対し、当該保険証券を呈示した上、真正証明文言を付した当該保険証券の

写しを交付するものとする。

2　事業者は、前項の損害保険契約を、本件契約が終了するに至るまでの間、維持しなければならない。

3　市は、事業者が第 1 項の保険契約の一部又は全部を締結しないときは、自ら損害保険契約を締結することができる。この場合、市は事業者に対し、当該損害保険の保険料及び同保険契約締結に要した費用の全部を請求することができる。

4　保険金の請求は、第 1 項の場合は事業者、第 3 項の場合は市が行うものとし、市及び事業者は、互いに保険金請求を行う相手方に協力するものとする。

（公認会計士による監査）

第 92 条　事業者は、事業期間中、毎事業年度の終了時に公認会計士による監査を受け、その監査報告書を毎年 4 月 30 日までに市に提出しなければならない。

（金融機関等との協議）

第 93 条　市は、本件事業に関して事業者に融資する金融機関等との間において、市が本件契約に基づき事業者に損害賠償を請求し、又は契約を終了させる際の当該金融機関等への事前通知、ないしは協議に関する事項につき協議し定めるものとする。

（遅延損害金）

第 94 条　市若しくは事業者が、本件契約の各条項に基づき、相手方に対して支払うべき金員を、所定の期日までに支払わないときは、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、当該未払金に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に従い計算した額を、遅延損害金として相手方に対して支払うものとする。

（請求、通知等の様式その他）

第 95 条　本件契約に定める請求、通知、報告、説明、申出、届出、承諾、勧告、指導、催告、要請及び契約終了告知又は解約は、相手方に対する書面をもって行われなければならない。

2　本件契約上の期間の定めは、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）が規定するところによるものとする。

（準拠法）

第 96 条　本件契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

（管轄裁判所）

第 97 条　本件契約に関する紛争は、大阪地方裁判所岸和田支部を第一審の専属管轄裁判所

とするものとし、市と事業者は、同裁判所の専属的管轄に服することに合意する。

（定めのない事項）

第98条 本件契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本件契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、市及び事業者が誠実に協議の上、これを定めるものとする。

（本件契約の効力発生前段階）

第99条 本件契約につき議会の議決を受ける前段階において、第75条（市による契約解除）、第86条（契約上の地位等の譲渡）、第88条（秘密保持）、第89条（著作権等）、第96条（準拠法）、第97条（管轄裁判所）、及び第98条（定めのない事項）の各規定を準用する。

本件契約の締結を証するため、本件契約書2通を作成し、市及び事業者両名記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

なお、本件契約の効力発生日は、平成22年【〇】月泉佐野市議会定例会における本件契約議案の議決日であり、下記年月日は仮契約締結年月日であることを確認する。

平成２２年【〇】月【〇】日

市　：

事業者：住所
商号
代表取締役　　【〇〇〇】